

## 連 帯 保 証 人 誓 約 書

年 月 日椎葉村移住定住促進住宅に入居許可になりましたことについては入居後椎葉村移住定住促進住宅使用条例並びに椎葉村移住定住促進住宅使用条件を堅く守り村に対して迷惑をかけたときは保証人連帯で賠償の責を負うことを誓約します。

年 月 日

入居者	フリガナ		印
	氏名		

連帯保証人	フリガナ		印	続柄	
	氏名				
	現住所				
	勤務先		電話	(      )	-
連帯保証人	フリガナ		印	続柄	
	氏名				
	現住所				
	勤務先		電話	(      )	-

- 1 使用料を毎月末日までにその当月分を村会計へ納入すること。
- 2 使用許可期限は許可の日より3か年間とする。  
（村長において支障のなき限り条例違反せず使用料指定期日までに完納者は継続許可）
- 3 住宅を他の者に貸したり入居の権利を他の者に譲渡してはならない。  
（他の者に入居せしめた場合は本人使用許可取消し並びに他の者は村有物無断使用者として即時立退きを要求する。従わない場合は適法に基づき処理する。）
- 4 住宅の用途変更模様替増築は村長の許可なく施工できない。
- 5 住宅使用者は住宅又は共同施設について必要な注意を払いこれを正常な常態において維持しなければならない。若し、き損、滅失せしめた場合は村長に速やかに届出、速やかに原形に復旧しなければならない。
- 6 住宅のたたみ、建具貼替等、附帯施設は使用者において補修しなければならない。（給水、電灯の経費は使用料に含まれない。）
- 7 住宅の管理取締りのうえ必要あるときは、村職員をして家屋内外の検査をし、又は必要とする工事を施工する場合において使用者はこれを拒む事がない。
- 8 住宅を返還する場合は速やかに村長に届出、検査を受けなければならない。